

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正（案）新旧対照表【抜粋】

改 正 案	現 行																																																																																										
<p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u></p> <p>(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)</p> <p>第六条 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="3">数値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>深夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>五十五デシベル</td> <td>四十デシベル</td> <td>四十デシベル</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>田園住居地域</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>六十五デシベル</td> <td>五十五デシベル</td> <td>五十デシベル</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>六十デシベル</td> <td>五十デシベル</td> <td>四十五デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中</p>	地域	数値			昼間	夜間	深夜	第一種低層住居専用地域				第二種低層住居専用地域				第一種中高層住居専用地域				第二種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル	第一種住居地域				第二種住居地域				準住居地域				<u>田園住居地域</u>				商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル	その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	<p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域<u>及び準住居地域</u></p> <p>(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)</p> <p>第六条 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="3">数値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>深夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>五十五デシベル</td> <td>四十デシベル</td> <td>四十デシベル</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>六十五デシベル</td> <td>五十五デシベル</td> <td>五十デシベル</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>六十デシベル</td> <td>五十デシベル</td> <td>四十五デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中</p>	地域	数値			昼間	夜間	深夜	第一種低層住居専用地域				第二種低層住居専用地域				第一種中高層住居専用地域				第二種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル	第一種住居地域				第二種住居地域				準住居地域				商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル	その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
地域		数値																																																																																									
	昼間	夜間	深夜																																																																																								
第一種低層住居専用地域																																																																																											
第二種低層住居専用地域																																																																																											
第一種中高層住居専用地域																																																																																											
第二種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル																																																																																								
第一種住居地域																																																																																											
第二種住居地域																																																																																											
準住居地域																																																																																											
<u>田園住居地域</u>																																																																																											
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル																																																																																								
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル																																																																																								
地域	数値																																																																																										
	昼間	夜間	深夜																																																																																								
第一種低層住居専用地域																																																																																											
第二種低層住居専用地域																																																																																											
第一種中高層住居専用地域																																																																																											
第二種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル																																																																																								
第一種住居地域																																																																																											
第二種住居地域																																																																																											
準住居地域																																																																																											
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル																																																																																								
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル																																																																																								

高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」及び「商業地域」とは、都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。

二 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間を、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間を、「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。

2 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業業者（以下この条において「第四号営業業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業業者は、「営業に関し」、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は「営業所で」客にこれらの行為をさせないこと。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第二十五条 第七条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、第七条第五号中「法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業業者（以下この条において「第四号営業業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業業者」と読み替えるものとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第二十六条 法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業は、都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」においては、深夜これを営んではならない。

高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」及び「商業地域」とは、都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。

二 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間を、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間を、「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。

2 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業業者（以下この条において「第四号営業業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業業者は、「営業所で」賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第二十五条 第七条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、第七条第五号中「法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業業者（以下この条において「第四号営業業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業業者」と読み替えるものとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第二十六条 法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業は、都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び「第二種中高層住居専用地域」においては、深夜これを営んではならない。